

令和 7 年 3 月 27 日

報道関係者各位

大阪府茨木市

指定居宅サービス事業者（訪問看護）及び指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護）の指定取消処分について

茨木市は、監査を実施した結果、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、令和 7 年 3 月 26 日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 OneArc
- (2) 代表者 代表取締役 藤田 健寛
- (3) 所在地 大阪府交野市私部六丁目 26 番 2 号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 訪問看護ステーションワンアーク
- (2) 所在地 大阪府茨木市耳原一丁目 8 番 18 号 ヴィラシャリテ 103 号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
 - ・令和 5 年 11 月 1 日 訪問看護・介護予防訪問看護

3 行政処分の内容及び指定取消年月日

- (1) 処分の内容 訪問看護・介護予防訪問看護の指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和 7 年 3 月 31 日

4 行政処分の理由

- ・人員基準違反（法第 77 条第 1 項第 3 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 3 号）
処分対象事業所は、指定開始日である令和 5（2023）年 11 月 1 日から令和 6（2024）年 7 月末日まで、法令上に規定する員数の指定訪問看護及び指定予防訪問看護の提供に当たる従業者を配置していなかった。
- ・虚偽の報告（法第 77 条第 1 項第 7 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 7 号）
監査において、処分対象事業者に処分対象事業所に勤務する従業者の勤務の実績に関する書類の提出を求めたところ、事実と異なる虚偽の報告をした。
- ・不正の手段による指定（法第 77 条第 1 項第 9 号及び法第 115 条の 9 第 1 項第 9 号）
処分対象事業者は、令和 5（2023）年 10 月 6 日付で本市に対して、処分対象事業所の名称を訪問看護ステーションワンアークとし、令和 5（2023）年 11 月 1 日を事業開始予定年月日とする指定申請書を提出した。しかし、処分対象事業者は、指定申請時点において、常勤で勤務の予定のない者を本件申請書及び添付書類に記載し、指定要件を満たしているかのように装い、市へ提出し、不正の手段による指定を受けた。

5 事業者に対する経済上の措置

事業者の指定が不正の手段による指定であったため、指定時より介護給付費等を請求できる地位を有していなかったことから、法第 22 条第 3 項の規定により、指定以降に受領した介護給付費等について全額を返還させる。

6 経過

令和 6 年 7 月 31 日	監査（以後令和 6 年 10 月 2 日まで計 5 回実施）
令和 7 年 1 月 22 日	聴聞
令和 7 年 3 月 26 日	処分通知
令和 7 年 3 月 31 日	指定の取消し

【本件に関する問合せ先】 福祉指導監査課長 電話：072-620-1809